令和８年１２月

射水市議会定例会議案

目　　次

議案第５８号　令和８年度射水市一般会計補正予算（第３号）
議案第５９号　令和８年度射水市一般会計補正予算（第４号）
議案第６０号　令和８年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
議案第６１号　令和８年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第６２号　令和８年度射水市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第６３号　令和８年度射水市下水道事業会計補正予算（第３号）
議案第６４号　令和８年度射水市病院事業会計補正予算（第３号）
議案第６５号　射水市使用料の適正化に伴う関係条例の整備について
議案第６６号　射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第６７号　射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議案第６８号　射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第６９号　射水市立幼稚園条例の一部改正について
議案第７０号　指定管理者の指定について
議案第７１号　指定管理者の指定について
議案第７２号　指定管理者の指定について
議案第７３号　指定管理者の指定について
議案第７４号　指定管理者の指定について
議案第７５号　指定管理者の指定について

議案第６５号

射水市使用料の適正化に伴う関係条例の整備について

射水市使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

射水市条例第　　号

射水市使用料の適正化に伴う関係条例の整備に関する条例

（射水市大島絵本館条例の一部改正）

第１条　射水市大島絵本館条例（平成１７年射水市条例第９５号）の一部を次のように改正する。

別表　２　シアター及びパフォーマンスホール使用料金の表及び別表３　ミーティングルーム使用料金の表を次のように改める。

２　シアター及びパフォーマンスホール使用料金

施設名	使用日の区分	基本使用料金			超過料金（1時間につき）
		午前	午後	昼間	
		午前9時30分～正午	午後1時～午後5時	午前9時30分～午後5時	
シアター	平日	円 10,520	円 21,050	円 30,870	円 5,260
	土曜日・日曜日・休日	12,090	24,200	35,500	6,040
パフォーマンスホール		1,860	2,480	3,590	620

備考

１　使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合のシアターの使用料金の額は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

⑴　入場料等の１人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120

⑵　入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130

⑶　入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150

⑷　入場料等の最高額が 5,000 円を超える場合にあっては、100 分の 180

2　使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもってパフォーマンスホールを使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に 100 分の 180 を乗じて得た額とする。

3　シアターを練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に 100 分の 40 を乗じて得た額とする。

4　使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

3　ミーティングルーム使用料金

施設名	基本使用料金							超過料金（1 時間につき）
	2 時間まで	3 時間	4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	
ミーティングルーム	700 円	1,050 円	1,400 円	1,570 円	1,750 円	1,920 円	2,030 円	350 円

備考

1　使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に 100 分の 180 を乗じて得た額とする。

2　使用時間が超過した場合における 1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

（射水市陶房「匠の里」条例の一部改正）

第２条　射水市陶房「匠の里」条例（平成１７年射水市条例第９６号）の一部を次のように改正する。

別表２　１　陶芸工房（粘土工芸センターを含む。）使用料（１人１回当たり）の表を次のように改める。

1　陶芸工房（粘土工芸センターを含む。）使用料（1 人 1 回当たり）

区分	一般（高校生以上）		中学生以下	
	市外	市内	市外	市内
個人	350円	170円	170円	無料
団体	250円	130円	120円	無料

備考

1　使用料は半日単位で1回とする。

2　団体の適用は、10 人以上を対象とする。

（射水市新湊中央文化会館条例の一部改正）

第３条　射水市新湊中央文化会館条例（平成１７年射水市条例第１１５号）の一部を次のように改正する。

別表　1　ホール等使用料の表及び別表　2　練習室等使用料の表を次

のように改める。

1　ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金（1時間つき）
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時	午後6時～午後10時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	
		円	円	円	円	円	円	円
大ホール	平日	44,480	88,960	130,480	109,720	193,500	221,680	22,240
	土曜日・日曜日・休日	51,150	102,300	150,050	126,170	222,520	254,930	25,570
小ホール	平日	13,890	27,780	40,750	34,260	60,430	69,230	6,950
	土曜日・日曜日・休日	15,970	31,940	46,860	39,390	69,490	79,610	7,990
リハーサル室		2,780	5,550	8,150	6,850	12,080	13,840	1,380
楽屋１		1,340	2,670	3,910	3,300	5,810	6,650	670
楽屋２		1,340	2,670	3,910	3,300	5,810	6,650	670
楽屋３		890	1,780	2,610	2,200	3,870	4,440	450
楽屋４		890	1,780	2,610	2,200	3,870	4,440	450
楽屋５		890	1,780	2,610	2,200	3,870	4,440	450
展示室（全面）		8,820	11,760	17,050	11,760	17,930	21,460	2,940
展示室（半面）		4,410	5,880	8,520	5,880	8,960	10,730	1,470

備考

1　使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の大ホール及び小ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

⑴　入場料等の１人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120

⑵　入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130

⑶　入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150

⑷　入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180

2　使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときの展示室の使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

3　大ホール、小ホール及び展示室を練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。

4　使用時間が超過した場合における１時間未満の端数は、１時間として計算する。

２　練習室等使用料

施設名	基本使用料												超過料金(1時間につき)
	2時間まで	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
練習室1	2,420	3,630	4,840	5,440	6,050	6,650	7,010	7,380	7,740	8,100	8,470	8,830	1,210
練習室2	2,420	3,630	4,840	5,440	6,050	6,650	7,010	7,380	7,740	8,100	8,470	8,830	1,210
練習室3	4,220	6,330	8,440	9,490	10,550	11,600	12,230	12,870	13,500	14,130	14,770	15,400	2,110
第1会議室	4,260	6,390	8,520	9,580	10,650	11,710	12,350	12,990	13,630	14,270	14,910	15,540	2,130
第2会議室	1,780	2,670	3,560	4,000	4,450	4,890	5,160	5,420	5,690	5,960	6,230	6,490	890
第3会議室	2,220	3,330	4,440	4,990	5,550	6,100	6,430	6,770	7,100	7,430	7,770	8,100	1,110
第1研修室	2,220	3,330	4,440	4,990	5,550	6,100	6,430	6,770	7,100	7,430	7,770	8,100	1,110
第2研修室	2,220	3,330	4,440	4,990	5,550	6,100	6,430	6,770	7,100	7,430	7,770	8,100	1,110
第3研修室	4,260	6,390	8,520	9,580	10,650	11,710	12,350	12,990	13,630	14,270	14,910	15,540	2,130
第4研修室(和室)	3,740	5,610	7,480	8,410	9,350	10,280	10,840	11,400	11,960	12,520	13,090	13,650	1,870
第5研修室(茶室)	5,800	8,700	11,600	13,050	14,500	15,950	16,820	17,690	18,560	19,430	20,300	21,170	2,900
実習室	2,300	3,450	4,600	5,170	5,750	6,320	6,670	7,010	7,360	7,700	8,050	8,390	1,150

備考

１　使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

２　使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市小杉文化ホール条例の一部改正）

第４条　射水市小杉文化ホール条例（平成１７年射水市条例第１１６号）の一部を次のように改正する。

別表　１　ホール等使用料の表及び別表　２　研修室等使用料の表を次のように改める。

１　ホール等使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金（1時間につき）
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時	午後6時～午後10時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	
ひびきホール	平日	円 23,790	円 47,580	円 69,790	円 58,680	円 103,490	円 118,560	円 11,900

	土曜日・日曜日・休日	27,350	54,710	80,250	67,480	119,010	136,340	13,680
まどかホール	平日	13,890	27,780	40,750	34,260	60,430	69,230	6,950
	土曜日・日曜日・休日	15,970	31,940	46,860	39,390	69,490	79,610	7,990
楽屋１		740	1,520	2,230	1,880	3,310	3,790	380
楽屋２		740	1,520	2,230	1,880	3,310	3,790	380
楽屋３		740	1,520	2,230	1,880	3,310	3,790	380
楽屋４		740	1,520	2,230	1,880	3,310	3,790	380
ホワイエ		4,290	5,720	8,290	5,720	8,720	10,430	1,430
展示コーナー		2,130	2,840	4,110	2,840	4,330	5,180	710

備考

1　使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合のひびきホール及びまどかホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

⑴　入場料等の１人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が 1,000 円を超え 2,000 円以下の場合にあっては、100 分の 120

⑵　入場料等の最高額が 2,000 円を超え 3,000 円以下の場合にあっては、100 分の 130

⑶　入場料等の最高額が 3,000 円を超え 5,000 円以下の場合にあっては、100 分の 150

⑷　入場料等の最高額が 5,000 円を超える場合にあっては、100 分の 180

2　使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときのホワイエ及び展示コーナーの使用料の額は、基本使用料に 100 分の 180 を乗じて得た額とする。

3　ひびきホール及びまどかホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に 100 分の 40 を乗じて得た額とする。

4　使用時間が超過した場合における１時間未満の端数は、１時間として計算する。

2　研修室等使用料

施設名	基本使用料												超過料金
	2時間まで	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	(1時間につき)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
研修室1	2,860	4,290	5,720	6,430	7,150	7,860	8,290	8,720	9,150	9,580	10,010	10,430	1,430
研修室2	2,240	3,360	4,480	5,040	5,600	6,160	6,490	6,830	7,160	7,500	7,840	8,170	1,120
研修室3	2,240	3,360	4,480	5,040	5,600	6,160	6,490	6,830	7,160	7,500	7,840	8,170	1,120
練習室1	1,420	2,130	2,840	3,190	3,550	3,900	4,110	4,330	4,540	4,750	4,970	5,180	710
練習室2	1,420	2,130	2,840	3,190	3,550	3,900	4,110	4,330	4,540	4,750	4,970	5,180	710

備考

1　使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

2　使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市大門総合会館条例の一部改正）

第５条　射水市大門総合会館条例（平成１７年射水市条例第１１７号）の一部を次のように改正する。

別表　１　ホール使用料の表及び別表　２　会議室等使用料の表を次のように改める。

１　ホール使用料

施設名	使用日の区分	基本使用料						超過料金（1時間につき）
		午前	午後	昼間	夜間	昼夜間	全日	
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時	午後6時～午後10時	午後1時～午後10時	午前9時～午後10時	
大ホール		円	円	円	円	円	円	円
	平日	10,520	21,050	30,870	25,970	45,790	52,450	5,260
	土曜日・日曜日・休日	12,090	24,200	35,500	29,860	52,650	60,310	6,040
こぶしホール	平日	10,380	13,840	20,060	13,840	21,100	25,250	3,460
	土曜日・日曜日・休日	11,910	15,880	23,020	15,880	24,210	28,980	3,970

備考

1　使用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の大ホールの使用料の額は、基本使用料に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

⑴　入場料等の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料等の最高額」という。）が1,000円を超え2,000円以下の場合にあっては、100分の120

⑵　入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあっては、100分の130

⑶　入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあっては、100分の150

⑷　入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあっては、100分の180

2　使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的（以下「商業宣伝等の目的」という。）をもって使用するときのこぶしホールの使用料の額は、基本使用料に100分の180を乗じて得た額とする。

3　ホールを練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、基本使用料に100分の40を乗じて得た額とする。

4　使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

5　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

２　会議室等使用料

施設名	基本使用料												超過料金
	2時間まで	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	(1時間につき)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
１０１会議室	1,460	2,190	2,920	3,280	3,650	4,010	4,230	4,450	4,670	4,890	5,110	5,320	730
１０２会議室	700	1,050	1,400	1,570	1,750	1,920	2,030	2,130	2,240	2,340	2,450	2,550	350
展示室	1,940	2,910	3,880	4,360	4,850	5,330	5,620	5,910	6,200	6,490	6,790	7,080	970
視聴覚室	1,460	2,190	2,920	3,280	3,650	4,010	4,230	4,450	4,670	4,890	5,110	5,320	730
いこいの間	700	1,050	1,400	1,570	1,750	1,920	2,030	2,130	2,240	2,340	2,450	2,550	350
軽運動室	1,460	2,190	2,920	3,280	3,650	4,010	4,230	4,450	4,670	4,890	5,110	5,320	730
４０１会議室	1,460	2,190	2,920	3,280	3,650	4,010	4,230	4,450	4,670	4,890	5,110	5,320	730
402・403会議室	2,180	3,270	4,360	4,900	5,450	5,990	6,320	6,640	6,970	7,300	7,630	7,950	1,090
４０４会議室	1,460	2,190	2,920	3,280	3,650	4,010	4,230	4,450	4,670	4,890	5,110	5,320	730
４０５会議室	700	1,050	1,400	1,570	1,750	1,920	2,030	2,130	2,240	2,340	2,450	2,550	350
４０６会議室	700	1,050	1,400	1,570	1,750	1,920	2,030	2,130	2,240	2,340	2,450	2,550	350
寿の間	2,200	3,300	4,400	4,950	5,500	6,050	6,380	6,710	7,040	7,370	7,700	8,030	1,100
茶道室	1,460	2,190	2,920	3,280	3,650	4,010	4,230	4,450	4,670	4,890	5,110	5,320	730
５０１会議室	1,460	2,190	2,920	3,280	3,650	4,010	4,230	4,450	4,670	4,890	5,110	5,320	730
５０２会議室	700	1,050	1,400	1,570	1,750	1,920	2,030	2,130	2,240	2,340	2,450	2,550	350
料理実習室	1,960	2,940	3,920	4,410	4,900	5,390	5,680	5,970	6,270	6,560	6,860	7,150	980
なでしこ	700	1,050	1,400	1,570	1,750	1,920	2,030	2,130	2,240	2,340	2,450	2,550	350

備考

１　使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料の額は、基本使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

２　使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市コミュニティセンター条例の一部改正）

第６条　射水市コミュニティセンター条例（平成２２年射水市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表２を次のように改める。

別表２（第１１条関係）

区　分	使用料（１時間当たり）
面積30㎡未満の室	350円
面積30㎡以上50㎡未満の室	460円

面積 50 ㎡以上 100 ㎡未満の室	550 円
面積 100 ㎡以上 200 ㎡未満の室	720 円
面積 200 ㎡以上 400 ㎡未満の室	910 円
面積 400 ㎡以上の室	1,030 円

備考

1　1 時間未満の端数は、1 時間として計算する。

2　同時に 2 室以上を使用するときは、それぞれの使用料を合算する。

3　第 9 条第 2 号ただし書の規定により営利を目的として使用する場合の使用料の額は、使用料に 100 分の 200 を乗じて得た額とする。

（射水市都市公園条例の一部改正）

第７条　射水市都市公園条例（平成１７年射水市条例第１８９号）の一部を次のように改正する。

別表２　４　有料公園施設を利用する場合の表中

「

16,830 円
8,420 円

」

を

「

21,670 円
10,840 円

」

に改める。

（射水市斎場条例の一部改正）

第８条　射水市斎場条例（令和２年射水市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

区分		単位	使用料		摘要
			市内	市外	
火葬炉	12歳以上の遺体	1体	30,000円	90,000円	
	12歳未満の遺体	1体	18,000円	54,000円	
	死産児	1胎	6,000円	18,000円	
	身体の一部	1件	6,000円	18,000円	
待合室		1室	10,000円	30,000円	2時間以内

備考　この表において「市内」とは、遺体にあっては死亡時の住所が、死産児にあっては分べん時の父又は母の住所が、身体の一部にあっては使用者の住所が射水市の区域内にある場合をいい、「市外」とは、市内以外の場合をいう。

（射水市新湊交流会館条例の一部改正）

第９条　射水市新湊交流会館条例（平成１７年射水市条例第１１８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第７条関係）

区分	使用料（1時間当たり）
会議室	470円
研修室	470円
ホール1	580円
ホール2	580円

備考

1　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2　使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

（射水市いきいき長寿館条例の一部改正）

第１０条　射水市いきいき長寿館条例（平成２９年射水市条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

室名	区分	単位	使用料（1時間当たり）
軽運動室	カローリングコート	1面	450円
	その他の場合	半面	670円
		全面	1,350円

備考

1　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2　使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

（いみず市民交流プラザ条例の一部改正）

第１１条　いみず市民交流プラザ条例（令和元年射水市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

区分	使用料(1時間当たり)
ふれあいホール1	1,590円
ふれあいホール2	1,570円
研修室	660円
和室1	410円
和室2	660円
キッチンスタジオ	1,140円
ミーティングルーム	240円
会議室1A	490円
会議室1B	520円
会議室2A	400円
会議室2B	300円
別館　ホール	420円
別館　和室1	270円
別館　和室2	230円

備考

１　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

２　使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

（射水市観光交流センター条例の一部改正）

第１２条　射水市観光交流センター条例（令和２年射水市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

別表１を次のように改める。

別表１（第９条関係）

区分			使用料
1階	シェアキッチン	1区画	400円／1時間
	コミュニケーションスペース	全面	600円／1時間
	屋外パーゴラ	1区画	450円／1時間
	緑地ブロック	1区画	450円／1時間

2階	コンベンションホール	全面	8,400円／1時間
		1／2面	4,200円／1時間
		1／3面	2,800円／1時間
屋上	東屋		300円／1時間

備考

1　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2　使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合（シェアキッチンを除く。）の使用料の額は、使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

（射水市農村環境改善センター条例の一部改正）

第１３条　射水市農村環境改善センター条例（平成１７年射水市条例第１７７号）の一部を次のように改正する。

別表３を次のように改める。

別表３（第１０条関係）

大島農村環境改善センター使用料表

区分			使用料（1時間当たり）
多目的ホール	専用		1,110円
	個人	一般（高校生以上）	190円
		中学生以下	無料
洋室会議室			620円
農事研修室			620円
和室会議室			830円
農産加工実習室			830円

備考

1　農産加工実習室の使用料は、ガス使用料金を含むものとする。

2　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市新湊博物館条例の一部改正）

第１４条　射水市新湊博物館条例（平成１７年射水市条例第９９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

区分	観覧料（1人1回当たり）	
	個人	団体（20人以上）
一般（高校生以上）	390円	310円
65歳以上の者	180円	150円

（射水市体育施設条例の一部改正）

第１５条　射水市体育施設条例（平成１７年射水市条例第１０６号）の一部を次のように改正する。

別表２　１　新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館及び下村体育館の表を次のように改める。

１　新湊総合体育館、小杉総合体育センター、小杉体育館、大門総合体育館、大島体育館及び下村体育館

⑴　体育館使用料

区分				単位	金額(1時間当たり　単位：円)					
					新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大アリーナ	アマチュアスポーツ	練習		バドミントンコート1面	400	400	400	400	400	400
		大会	無料	全面	3,200	4,000	2,380	2,380	2,380	1,200
			有料		11,010	13,770	8,260	8,260	8,260	4,130
	その他の催し	練習		バドミントンコート1面	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350	2,350
		大会	無料	全面	18,880	23,610	14,170	14,170	14,170	7,070
			有料		66,120	82,640	49,580	49,580	49,580	24,790
	興行			全面	88,150	110,190	66,120	66,120	66,120	33,060
小アリーナ	アマチュアスポーツ	練習		バドミントンコート1面	400	400				
		大会	無料	全面	1,590	1,200				
			有料		5,500	4,130				
	その他の催し	練習		バドミントンコート1面	2,350	2,350				
		大会	無料	全面	9,440	7,070				
			有料		33,060	24,790				

	興行		全面	44,070	33,060					
アリーナ	個人	一般		190	190	190	190	190	190	
		小・中学生		90	90	90	90	90	90	
卓球室・多目的室	個人	一般		190		190				
		小・中学生		90		90				
	団体専用(10人以上で使用予約する場合)		卓球台1台につき	190		190				
			全面	1,200		1,390				
トレーニング室	個人	一般		190		190		190		
		小・中学生		90		90		90		
レクリエーションルーム	専用		全面				590		400	
ランニング走路	個人	一般		120	120	120	120	120		
		小・中学生		60	60	60	60	60		

備考

1　この表において「無料」とは、大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入館料を徴収する場合をいう。

2　この表中、下村体育館の欄については、下村小学校の通学区域の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「下村小学校の通学区域の住民等」という。)には適用しない。

⑵　柔道場及び剣道場使用料

区分			単位	金額(1時間当たり　単位：円)		
				新湊総合体育館	小杉体育館	大門総合体育館
アマチュアスポーツ	練習		1競技場	400	400	400
	大会	無料	全面	790	400	400
		有料		2,790	1,390	1,390
その他の催し	練習		1競技場	2,350	2,350	2,350
	大会	無料	全面	4,710	2,350	2,350
		有料		16,510	8,250	8,250
興行			全面	22,030	11,010	11,010
個人	一般		1人	190	190	190
	小・中学生			90	90	90

備考　この表において「無料」とは、大会等において入館料を徴収しない場合をいい、「有料」とは、大会等において入館料を徴収する場合をいう。

⑶　会議室使用料

区分	金額(1時間当たり　単位：円)					
	新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
大会議室(51席以上)	980	980			980	
小会議室・研修室等(51席未満)	400	400		400	400	400

⑷　設備使用料

区分				単位	金額(単位：円)					
					新湊総合体育館	小杉総合体育センター	小杉体育館	大門総合体育館	大島体育館	下村体育館
設備器具等	大会議室(51席以上)	放送設備		1回		1,330				
	大アリーナ	放送設備		1回	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
		電動ステージ		1回		2,660				
		移動観客席		1回	2,660					
		冷暖房設備	下記以外	1時間	16,200	16,200				
			アマチュアスポーツ(無料)		4,500	4,500				
	小アリーナ	放送設備		1回	1,330	1,330				
		冷暖房設備	下記以外	1時間	8,100					
			アマチュアスポーツ(無料)		2,300					
	柔道場・剣道場	冷暖房設備	下記以外	1時間	8,100					
			アマチュアスポーツ(無料)		2,300					
照明設備	大アリーナ	全灯		1時間	1,990	1,990	990	990	990	460
		1／2灯		1時間	990	990	460	460	460	
	小アリーナ	全灯		1時間	400	400				

備考　この表において「アマチュアスポーツ(無料)」とは、アマチュアスポーツの大会等において入場料を徴収しない場合をいう。

別表２　３　歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド及び大島中央公園コミュニティ広場の表を次のように改める。

３　歌の森運動公園多目的グラウンド、薬勝寺池南公園サッカー場、サン・ビレッジ新湊、下村グラウンド及び大島中央公園コミュニティ広場

区分		単位	金額(1時間当たり　単位：円)				
			歌の森運動公園多目的グラウンド	薬勝寺池南公園サッカー場	サン・ビレッジ新湊	下村グラウンド	大島中央公園コミュニティ広場
グラウンド	アマチュアスポーツ	全面	770	1,270	770	770	1,440
		半面	390	630	390	390	720
	その他の催し	全面	7,000	11,460	7,000	7,000	13,020
		半面	3,500	5,730	3,500	3,500	6,510
	興行	全面	14,010	22,920	14,010	14,010	26,040
		半面	7,000	11,460	7,000	7,000	13,020
夜間照明		全灯			3,310	3,310	4,280
		3／4灯					3,210
		1／2灯					2,140

備考

１　この表中、サン・ビレッジ新湊の欄については、海老江地区の住民及びその住民で構成する団体並びに登録団体(以下「海老江地区の住民等」という。)には適用しない。

２　この表中、下村グラウンドの欄については、下村小学校の通学区域の住民等には適用しない。

別表２　６　新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート及び下村テニスコートの表から　８　大島弓道場の表までを次のように改める。

６　新湊テニスコート、歌の森運動公園テニスコート及び下村テニスコート

区分	単位	金額(1時間当たり　単位：円)		
		新湊テニスコート	歌の森運動公園テニスコート	下村テニスコート
テニスコート	1面	390	390	390
夜間照明	全灯	600	600	600

7　パークゴルフ南郷及び下村パークゴルフ場

区分		単位	金額(単位：円)
1日券	70歳以上	1人1日間につき	270
	16歳以上70歳未満		520
	16歳未満		270
年間券	16歳以上	1人1年間につき	15,890
	16歳未満		7,940
年間共通券	16歳以上	1人1年間につき	23,840
	16歳未満		11,920

備考

1　この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

2　この表において「年間共通券」とは、パークゴルフ南郷及び下村パークゴルフ場のほか、射水市都市公園条例第11条に定める有料公園施設のうち、フラワーパーク沖塚原パークゴルフ場を年間を通じて使用できる券とする。

8　大島弓道場

区分				金額(1時間当たり　単位：円)
射場	団体	一般		1,380
		高校生以下		450
	個人	一般		60
		高校生以下		30
研修室	団体			400
射場	個人	年間利用券	一般	14,400
			高校生以下	7,200

備考

1　大会等で全館を専用使用する場合の使用料の額は、団体の区分に応じた使用料に100分の200を乗じて得た額とする。

2　この表において「年間」とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

（海竜スポーツランド条例の一部改正）

第１６条　海竜スポーツランド条例（平成１７年射水市条例第１０７号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改正する。

別表（第９条関係）

１　個人使用料

区分		使用料	
一般		1回券	670円
		11回券	6,700円
	市内	3箇月利用券	14,550円
		6箇月利用券	25,950円
		12箇月利用券	45,450円
	市外	3箇月利用券	16,050円
		6箇月利用券	28,500円
		12箇月利用券	49,950円
70歳以上の者		1回券	330円
		11回券	3,300円
	市内	3箇月利用券	7,270円
		6箇月利用券	12,970円
		12箇月利用券	22,720円
	市外	3箇月利用券	8,020円
		6箇月利用券	14,250円
		12箇月利用券	24,970円
小・中学生		1回券	220円
		11回券	2,200円
	市内	3箇月利用券	4,800円
		6箇月利用券	8,700円
		12箇月利用券	15,150円
	市外	3箇月利用券	5,250円
		6箇月利用券	9,600円
		12箇月利用券	16,650円
未就学児		無料	

備考　個人使用は、１人１回当たり３時間以内とする。

２　プール専用使用料

区分	使用料(1時間当たり)	
25メートルプール	1コースにつき	1,140円
子供用プール		1,140円

備考

1　専用使用料は、市内の小・中学校、公益財団法人射水市スポーツ協会の加盟団体、その他教育委員会又は指定管理者が特に必要と認める団体（営利を目的としない団体に限る。以下「団体等」という。）が専用使用する場合のみとし、当該団体等は個人使用料とは別に使用料を納めなければならない。

2　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3　アリーナ専用使用料

区分	使用料（1時間当たり）
アリーナ	2,250円

備考

1　専用使用料は、団体等が専用使用する場合のみとし、当該団体等は個人使用料とは別に使用料を納めなければならない。

2　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

（射水市立学校体育施設の開放に関する条例の一部改正）

第１７条　射水市立学校体育施設の開放に関する条例（平成１８年射水市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

別表1新湊放生津小学校の項中「グラウンド」の次に「、夜間照明施設」を加え、同表射北中学校の項及び大島小学校の項中「、グラウンド」を削る。

別表3を次のように改める。

別表３（第１０条関係）

区分		単位	使用料
体育館（空調設備が備えられたものに限る。）	6月1日から9月30日までの期間	1回	2,610円
	上記以外の期間	1回	610円
体育館		1回	610円
夜間照明施設		1時間	600円
グラウンド		―	無料

備考

1　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2　体育館（空調設備が備えられたものに限る。）の使用料は、空調設備の使用にかかわらず適用する。

（射水市フットボールセンター条例の一部改正）

第１８条　射水市フットボールセンター条例（令和３年射水市条例第２９号）

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

１　フィールド使用料

区分	単位	使用日時	使用料（1時間当たり）	
			高校生以下	一般
人工芝フィールド	1面	平日 午前9時から午後5時まで	5,180円	6,480円
		平日 午後5時から午後9時まで	6,480円	8,100円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前8時から午後9時まで	8,100円	8,100円
	半面	平日 午前9時から午後5時まで	4,140円	5,180円
		平日 午後5時から午後9時まで	5,180円	6,480円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前8時から午後9時まで	6,480円	6,480円

備考

１　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

２　使用時間の短縮による使用料は減額しない。

３　設備等の準備及び原状回復時間も使用時間に含める。

４　第3条第2項の規定により臨時に開場時間を変更する場合の使用料は当該使用日時に連続する時間帯の区分に応じた額とする。

２　フットサル場使用料

区分	単位	使用日時	使用料（1時間当たり）	
			高校生以下	一般
屋根付きフットサル場	1面	平日 午前9時から午後5時まで	5,180円	6,480円
		平日 午後5時から午後9時まで	6,480円	8,100円
		土曜日、日曜日及び祝日 午前8時から午後9時まで	8,100円	8,100円

備考

１　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

２　使用時間の短縮による使用料は減額しない。

３　設備等の準備及び原状回復時間も使用時間に含める。

４　第３条第２項の規定により臨時に開場時間を変更する場合の使用料は当該使用日時に連続する時間帯の区分に応じた額とする。

３　設備使用料

区分	単位	使用料
夜間照明	1面　1時間	1,620円
	半面　1時間	1,080円
ロッカールーム	1回	810円
シャワー	3分	100円

備考

1　夜間照明の使用料の算定については、1時間未満の端数は、1時間として計算する。

2　使用時間の短縮による使用料は減額しない。

3　ロッカールームは、人工芝フィールド1面の利用につき4室まで、人工芝フィールド半面又は屋根付きフットサル場1面の利用につき2室まで無料とする。

4　特殊設備使用料

区分	単位	使用料
AI自動撮影カメラシステム	1時間	2,700円

備考

1　特殊設備使用料は、教育委員会が指定する団体等が使用する場合のみとする。

2　1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3　AI自動撮影カメラシステムの使用時間は映像を配信した時間又は収録の時間により算定する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置の原則）

2　第３項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

⑴　第１条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例第８条の規定

⑵　第２条の規定による改正後の射水市陶房「匠の里」条例第１０条の規定

⑶　第３条の規定による改正後の射水市新湊中央文化会館条例第７条の規定

⑷　第４条の規定による改正後の射水市小杉文化ホール条例第８条の規定

⑸　第５条の規定による改正後の射水市大門総合会館条例第８条の規定

⑹　第６条の規定による改正後の射水市コミュニティセンター条例第１１

条の規定

⑺　第７条の規定による改正後の射水市都市公園条例第１４条の規定

⑻　第８条の規定による改正後の射水市斎場条例第９条の規定

⑼　第９条の規定による改正後の射水市新湊交流会館条例第７条の規定

⑽　第１０条の規定による改正後の射水市いきいき長寿館条例第９条の規定

⑾　第１１条の規定による改正後のいみず市民交流プラザ条例第９条の規定

⑿　第１２条の規定による改正後の射水市観光交流センター条例第９条の規定

⒀　第１３条の規定による改正後の射水市農村環境改善センター条例第１０条の規定

⒁　第１４条の規定による改正後の射水市新湊博物館条例第８条の規定

⒂　第１５条の規定による改正後の射水市体育施設条例第７条の規定

⒃　第１６条の規定による改正後の海竜スポーツランド条例第９条の規定

⒄　第１７条の規定による改正後の射水市立学校体育施設の開放に関する条例第１０条の規定

⒅　第１８条の規定による改正後の射水市フットボールセンター条例第９条の規定

（海竜スポーツランド条例の一部改正に伴う経過措置）

３　第１６条の規定による改正前の海竜スポーツランド条例別表　１　個人使用料の表に規定する１１回券を所持する者が、この条例の施行日以後に当該１１回券を使用する場合については、この条例の施行日から令和１０年３月３１日までの間に限り、使用できるものとする。

議案第６６号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

射水市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

射水市条例第　　号

射水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（射水市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　射水市職員の給与に関する条例（平成１７年射水市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「３１万８００円」を「３１万１，６００円」に改める。

第２２条第１項中「４，７００円」を「５，０００円」に、「２万２，５００円」を「２万４，０００円」に、「７，７００円」を「８，０００円」に、「７，０５０円」を「７，５００円」に、「３万３，７５０円」を「３万６，０００円」に、「１万１，５５０円」を「１万２，０００円」に改め、同条第２項中「２万３，５００円」を「２万５，０００円」に改める。

第２５条第２項中「１００分の１２６．２５」を「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」に、「１００分の１０６．２５」を「６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」に改め、同条第３項中「１００分の７１．２５」と」の次に「、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」と」を、「１００分の６１．２５」と」の次に「、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の６３．７５」と」を加える。

第２８条第２項第１号中「加算した額に」の次に「、６月に支給する場合

には」を、「１００分の１２６．２５)」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５（特定管理職員にあっては、１００分の１２８．７５)」を加え、同項第２号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、６月に支給する場合には」を、「１００分の６１．２５)」の次に「、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５（特定管理職員にあっては、１００分の６３．７５)」を加える。

別表１から別表３までを次のように改める。

別表１　行政職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	

	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800	
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100	
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400	
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700	
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800		
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100		
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400		
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600		
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900		
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100		
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400		
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600		
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900		
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200		
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500		
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700		
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000		
	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300		
	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500		
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700		
	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000		
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300		
	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500		
	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700		
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000		
	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300		
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500		
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700		
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000		
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300		
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500		
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700		
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400			
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700			

	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900			
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100			
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400			
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700			
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900			
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100			
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400			
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700			
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900			
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100			
	86	275,500	315,300	366,500					
	87	275,800	315,600	366,900					
	88	276,100	315,900	367,300					
	89	276,400	316,200	367,500					
	90	276,700	316,500	367,900					
	91	277,000	316,800	368,300					
	92	277,300	317,100	368,700					
	93	277,600	317,300	368,900					
	94		317,500	369,200					
	95		317,800	369,600					
	96		318,200	369,900					
	97		318,400	370,200					
	98		318,700	370,600					
	99		319,000	371,000					
	100		319,400	371,400					
	101		319,600	371,900					
	102		319,900	372,300					
	103		320,200	372,700					
	104		320,500	373,100					
	105		320,700	373,600					
	106		321,000	374,000					
	107		321,300	374,300					
	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						

	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤務職員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第３０条に規定する職員を除く。

別表２　公安職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600

	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200	
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500	
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700	
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000	
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300	
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600	
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900	
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100	
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400	
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600	
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900	
	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100	
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400	
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700	
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900	
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100	
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400	
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700	
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000	
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200	
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500	
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800	
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100	
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300	
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600	
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900	
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200	
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400	
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000		
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300		
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500		
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700		
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000		
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300		

	80	319, 800	336, 800	358, 800	407, 200	443, 700	454, 500		
	81	320, 300	337, 700	360, 100	408, 300	444, 000	454, 700		
	82	320, 900	338, 600	361, 700	408, 900	444, 400	455, 000		
	83	321, 600	339, 500	363, 200	409, 400	444, 800	455, 300		
	84	322, 200	340, 500	364, 700	409, 900	445, 200	455, 500		
	85	322, 800	341, 400	366, 100	410, 500	445, 500	455, 700		
	86	323, 400	342, 400	367, 600	411, 100				
	87	324, 100	343, 400	369, 100	411, 700				
	88	324, 800	344, 400	370, 500	412, 300				
	89	325, 500	345, 300	371, 800	412, 600				
	90	326, 100	346, 600	373, 000	413, 100				
	91	326, 800	347, 800	374, 200	413, 600				
	92	327, 500	349, 000	375, 500	414, 100				
	93	328, 000	350, 200	376, 800	414, 500				
	94	328, 700	351, 500	378, 300	414, 900				
	95	329, 600	352, 700	379, 800	415, 400				
	96	330, 400	353, 900	381, 200	415, 900				
	97	331, 100	355, 100	382, 500	416, 300				
	98	331, 900	356, 400	383, 700	416, 800				
	99	332, 700	357, 600	384, 800	417, 300				
	100	333, 500	358, 800	386, 000	417, 700				
	101	334, 400	360, 200	387, 100	418, 000				
	102	335, 400	361, 100	388, 200	418, 400				
	103	336, 400	362, 100	389, 300	418, 800				
	104	337, 300	363, 200	390, 400	419, 100				
	105	338, 100	364, 300	391, 600	419, 400				
	106	338, 700	365, 400	392, 100	419, 900				
	107	339, 300	366, 400	392, 700	420, 400				
	108	339, 900	367, 400	393, 300	420, 900				
	109	340, 400	368, 600	393, 900	421, 200				
	110	340, 900	369, 600	394, 400	421, 700				
	111	341, 300	370, 600	394, 800	422, 200				
	112	341, 800	371, 500	395, 300	422, 700				
	113	342, 600	372, 400	395, 700	423, 000				
	114	343, 200	373, 300	396, 100	423, 500				
	115	343, 900	374, 200	396, 600	424, 000				
	116	344, 500	375, 200	397, 100	424, 500				
	117	345, 100	376, 200	397, 500	424, 900				
	118	345, 800	376, 600	398, 000	425, 400				
	119	346, 500	377, 200	398, 600	425, 800				
	120	347, 200	377, 800	399, 100	426, 300				
	121	347, 800	378, 100	399, 300	426, 700				
	122	348, 100	378, 500	399, 800					
	123	348, 600	378, 900	400, 300					
	124	349, 100	379, 300	400, 700					
	125	349, 400	379, 700	401, 200					
	126		380, 100	401, 700					

	127		380,500	402,200					
	128		380,900	402,700					
	129		381,300	403,000					
	130		381,700	403,500					
	131		382,100	404,000					
	132		382,500	404,500					
	133		382,700	404,800					
	134		383,200	405,300					
	135		383,500	405,700					
	136		383,800	406,100					
	137		384,100	406,400					
	138		384,500	406,800					
	139		385,000	407,300					
	140		385,500	407,800					
	141		385,800	408,100					
	142		386,300						
	143		386,800						
	144		387,300						
	145		387,600						
定年前再任用短時間勤務職員		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400

備考　この表は、消防業務に従事する職員に適用する。

別表３　医療職給料表（第３条関係）

ア　医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	319,700	432,800	488,900	590,100	638,500
	3	322,000	435,500	490,800	595,200	643,500
	4	324,200	438,100	492,700	599,900	647,800
	5	326,400	440,600	494,200	604,200	651,800
	6	329,900	442,800	495,900	608,500	655,200
	7	333,400	444,800	497,700	611,900	658,100
	8	336,900	446,900	499,500	614,800	660,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300	
	10	344,000	450,600	503,000	619,600	
	11	347,500	452,200	504,800		
	12	351,000	453,800	506,600		
	13	354,500	455,400	508,400		
	14	358,000	456,900	510,100		
	15	361,500	458,400	511,900		

	16	365,000	459,800	513,700		
	17	368,400	461,200	515,500		
	18	371,600	462,700	517,400		
	19	374,900	464,200	519,300		
	20	378,100	465,600	521,200		
	21	381,400	466,900	523,100		
	22	384,700	468,400	524,800		
	23	387,900	469,800	526,600		
	24	391,000	471,200	528,400		
	25	394,200	472,600	530,000		
	26	396,600	474,000	531,800		
	27	399,000	475,300	533,600		
	28	401,200	476,600	535,100		
	29	403,200	478,000	536,500		
	30	404,900	479,300	538,200		
	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		
	34	412,000	484,700	544,500		
	35	413,600	486,000	545,800		
	36	415,100	487,400	547,100		
	37	416,600	488,800	548,100		
	38	418,000	490,400	549,400		
	39	419,400	492,000	550,700		
	40	420,800	493,500	552,000		
	41	422,300	495,100	553,000		
	42	423,100	496,300	553,800		
	43	423,800	497,300	554,600		
	44	424,500	498,300	555,400		
	45	425,300	499,100	556,300		
	46	425,900	500,000	557,100		
	47	426,500	500,900	557,900		
	48	427,000	501,700	558,600		
	49	427,500	502,400	559,400		
	50	427,900	503,100	560,200		
	51	428,400	503,800	560,900		
	52	428,800	504,400	561,800		
	53	429,200	505,000	562,700		
	54	429,500	505,700	563,500		
	55	429,800	506,300	564,400		
	56	430,200	506,900	565,300		
	57	430,500	507,200	566,100		
	58	430,800	507,800	566,900		
	59	431,100	508,400	567,700		
	60	431,400	509,100	568,400		
	61	431,800	509,500	569,200		
	62	432,100	510,100	570,100		

	63	432,400	510,800	571,000		
	64	432,700	511,500	571,900		
	65	433,000	511,900	572,700		
	66		512,500	573,600		
	67		513,100	574,500		
	68		513,600	575,400		
	69		514,100	576,200		
	70		514,600	577,100		
	71		515,100	578,000		
	72		515,600	578,900		
	73		516,000	579,700		
	74		516,500			
	75		516,900			
	76		517,300			
	77		517,800			
	78		518,400			
	79		518,900			
	80		519,300			
	81		519,800			
	82		520,400			
	83		521,000			
	84		521,500			
	85		522,000			
定年前再任用短時間勤務職員		339,500	386,200	446,500	528,200	636,200

備考　この表は、病院に勤務する医師に適用する。

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800

	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800		
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500		
	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100		
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500		
	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000		
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600		
	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200		

	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600		
	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100		
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600		
	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100		
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700		
	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200		
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800		
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400		
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800		
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200		
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500		
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000		
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400		
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800		
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200		
	78	274,300	310,800	348,600	370,700			
	79	274,600	311,000	349,000	370,900			
	80	274,800	311,300	349,500	371,200			
	81	275,000	311,600	350,000	371,700			
	82	275,300	311,800	350,300	372,000			
	83	275,600	312,100	350,500	372,300			
	84	275,800	312,400	350,800	372,600			
	85	276,000	312,600	351,200	373,000			
	86		312,800	351,600	373,300			
	87		313,000	351,900	373,600			
	88		313,200	352,200	373,900			
	89		313,600	352,500	374,300			
	90		313,800	352,700	374,600			
	91		314,000	353,100	374,800			
	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				

	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

備考　この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び歯科衛生士に適用する。

ウ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300
	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000
	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400
	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900
	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300
	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800
	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400

	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	

	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
	86	306,200	333,100	371,800	391,500		
	87	306,700	334,100	372,600	392,100		
	88	307,200	335,100	373,400	392,600		
	89	307,600	336,000	374,000	392,900		
	90	308,100	337,000	374,600	393,400		
	91	308,600	338,000	375,200	393,700		
	92	309,100	339,000	375,800	394,000		
	93	309,600	339,800	376,200	394,600		
	94	309,900	340,500	376,600	395,100		
	95	310,400	341,200	377,100	395,600		
	96	310,900	341,800	377,500	396,100		
	97	311,400	342,200	378,000	396,700		
	98	311,900	342,500	378,400	397,200		
	99	312,300	343,000	378,900	397,700		
	100	312,700	343,600	379,300	398,100		
	101	313,100	344,000	379,600	398,700		
	102	313,500	344,500	380,100	399,200		
	103	313,900	345,100	380,400	399,700		
	104	314,200	345,600	380,700	400,200		
	105	314,500	346,000	381,100	400,800		
	106	314,900	346,500	381,600	401,200		
	107	315,300	347,000	382,100	401,700		
	108	315,600	347,500	382,600	402,200		
	109	315,800	347,900	383,100	402,800		
	110	316,100	348,200	383,600			
	111	316,300	348,500	384,100			
	112	316,600	348,800	384,500			
	113	316,900	349,100	384,900			
	114	317,100	349,500	385,300			
	115	317,400	349,800	385,800			
	116	317,600	350,100	386,300			
	117	317,900	350,300	386,700			
	118	318,100	350,600	387,200			
	119	318,400	350,900	387,700			
	120	318,700	351,100	388,200			
	121	319,000	351,300	388,500			
	122	319,300	351,600				
	123	319,600	351,900				
	124	319,900	352,200				
	125	320,100	352,400				
	126	320,300	352,700				

	127	320,600	353,000				
	128	321,000	353,200				
	129	321,200	353,400				
	130	321,500	353,600				
	131	321,800	353,900				
	132	322,200	354,100				
	133	322,400	354,400				
	134	322,700	354,800				
	135	323,000	355,200				
	136	323,300	355,600				
	137	323,500	355,900				
	138	323,800	356,300				
	139	324,100	356,700				
	140	324,400	357,100				
	141	324,600	357,400				
	142	324,900	357,800				
	143	325,300	358,100				
	144	325,600	358,500				
	145	325,800	358,800				
	146	326,000	359,200				
	147	326,300	359,600				
	148	326,600	360,000				
	149	326,800	360,300				
	150	327,000	360,700				
	151	327,300	361,100				
	152	327,600	361,500				
	153	328,000	361,800				
	154	328,200					
	155	328,400					
	156	328,700					
	157	329,000					
	158	329,300					
	159	329,600					
	160	329,900					
	161	330,300					
	162	330,600					
	163	330,900					
	164	331,200					
	165	331,600					
	166	331,900					
	167	332,200					
	168	332,500					
	169	332,900					
定年前再任用短時間勤務職員		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300

備考　この表は、病院に勤務する看護師に適用する。

第２条　射水市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２５条第２項中「、６月に支給する場合には１００分の１２６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に、「６月に支給する場合には１００分の１０６．２５、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５」を「１００分の１０７．５」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。

第２８条第２項第１号中「、６月に支給する場合には１００分の１０６．２５」を「１００分の１０７．５」に、「１００分の１２６．２５）、１２月に支給する場合には１００分の１０８．７５（特定管理職員にあっては、１００分の１２８．７５」を「１００分の１２７．５」に改め、同項第２号中「、６月に支給する場合には１００分の５１．２５」を「１００分の５２．５」に、「１００分の６１．２５）、１２月に支給する場合には１００分の５３．７５（特定管理職員にあっては、１００分の６３．７５」を「１００分の６２．５」に改める。

（射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第３条　射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成１７年射水市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「１００分の１７５」」の次に「と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の１８０」」を加える。

第４条　射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第４条第２項ただし書中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００

分の１７５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の１８０」を「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」に改める。

（射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正）

第５条　射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例（平成１７年射水市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「１００分の１７５」」の次に「と、「１００分の１２８.７５」とあるのは「１００分の１８０」」を加える。

第６条　射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第３条第２項ただし書中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の１７５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の１８０」を「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」に改める。

（射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第７条　射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２６年射水市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	４１９，０００
2	４７０，０００
3	５２５，０００
4	５９３，０００
5	６７７，０００
6	７９０，０００

第９条第２項中「１００分の９６．２５」に、」を「１００分の９６．２

５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と」に改め、「１００分の８８．７５」」の次に「と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」」を加える。

第８条　射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」を「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の９７．５」に、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」と、「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１，２５」を「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の９０」と、「総額」とあるのは「総額（職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で市長の承認を受けた額）」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第８条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（射水市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第９条第１項、第２２条第１項及び第２項並びに別表１から別表３までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第７条の規定（射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第７条第１項の表の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

３　第１条の規定（給与条例第２５条第２項及び第３項並びに第２８条第２項

第１号及び第２号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第３条の規定による改正後の射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定、第５条の規定による改正後の射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例の規定及び第７条の規定（任期付職員条例第９条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　この条例（第１条、第３条、第５条及び第７条の規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の給与条例、射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例又は任期付職員条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前のこれらの条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの条例による改正後のこれらの条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

第３条　前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第６７号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

射水市条例第　　号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年射水市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

別表１に次のように加える。

２５　市長	住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務
２６　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表２を次のように改める。

別表２（第４条関係）

機関	事務	特定個人情報
1　市長	射水市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費助成に関する事務	住民票関係情報
		医療保険給付関係情報
		住登外者宛名情報
2　市長	射水市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
3　市長	射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例によるひとり親等の医療費助成に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		医療保険給付関係情報
		住登外者宛名情報
4　市長	射水市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		介護保険給付等関係情報
		住登外者宛名情報
5　市長	射水市寝たきり高齢者等おむつ支給事業実施要綱によるおむつの支給に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		介護保険給付等関係情報
		住登外者宛名情報
6　市長	射水市成年後見制度利用支援事業実施要綱による高齢者の成年後見制度利用支援に係る助成金の支給に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		生活保護関係情報
		住登外者宛名情報
7　市長	射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例による重度心	地方税関係情報
		住民票関係情報

	身障害者等の医療費助成に関する事務	医療保険給付関係情報
		住登外者宛名情報
8　市長	射水市心身障害児通園通院等介護助成金要綱による助成金の支給に関する事務	住民票関係情報
		住登外者宛名情報
9　市長	射水市心身障害者(児)福祉金条例による福祉金の支給に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１０　市長	射水市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による介護給付費又は訓練等給付費の利用者負担額の減額又は免除に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１１　市長	射水市障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置に係る負担金に関する規則による負担金の減額又は免除に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１２　市長	射水市重度心身障害者(児)日常生活用具給付要綱による重度心身障害者(児)日常生活用具の給付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１３　市長	射水市障害者(児)移動支援事業実施要綱による障害者(児)の移動支援に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１４　市長	射水市障害者(児)日中一時支援事業実施要綱による障害者(児)の日	地方税関係情報
		住民票関係情報

	中一時支援に関する事務	住登外者宛名情報
１５　市長	射水市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱による訪問入浴サービス事業の実施に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１６　市長	射水市身体障害者自動車操作訓練事業実施要綱による自動車操作訓練事業の実施に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１７　市長	射水市身体障害者用自動車改造費助成事業助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１８　市長	射水市在宅重度障害者住宅改善費補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
１９　市長	射水市重度心身障害者(児)おむつ支給事業実施要綱によるおむつの支給に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
２０　市長	射水市障害者公共交通機関等利用助成事業実施要綱による障害者の公共交通機関利用助成に関する事務	住民票関係情報
		住登外者宛名情報
２１　市長	射水市成年後見制度利用支援事業実施要綱による障害者の成年後見制度利用支援に係る助成金の支給に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		生活保護関係情報
		住登外者宛名情報
２２　市長	射水市副食費給付事業実施要綱による幼稚園の副食費の給付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報

２３　市長	射水市副食費給付事業実施要綱による保育所等又は幼保連携型認定こども園の副食費の給付に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		住登外者宛名情報
２４　市長	射水市妊産婦医療費助成に関する条例による妊産婦の医療費助成に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		医療保険給付関係情報
		住登外者宛名情報

別表３に次のように加える。

５　教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６８号

射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

射水市条例第　　号

射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

射水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成１７年射水市条例第１６３号）の一部を次のように改正する。

別表１の⑴し尿の収集等を行う場合の項中「６．７円」を「１０円」に改め、同表の⑵犬、猫等の死体の収集等を行う場合の項中「１，５４０円」を「２，３００円」に改める。

別表２を次のように改める。

別表２（第２１条関係）

区分		金額
⑴　クリーンピア射水に搬入された一般廃棄物又は市長が処理を委託する施設に搬入された一般廃棄物（市長が定めるものに	家庭系一般廃棄物を搬入する場合	可燃物　１０キログラムまでごとに　１５０円 不燃物　１０キログラムまでごとに　２００円
	事業系一般廃棄物を搬入する場合	可燃物　５０キログラムまでごとに　７５０円 不燃物　５０キログラムまでごとに　１，０００円

限る。）の処理を行う場合		
⑵　クリーンピア射水に搬入された産業廃棄物の処理を行う場合		可燃物　１００キログラムまでごとに　２，０６０円以内で別に規則で定める額
⑶　射水市野手埋立処分所に搬入された一般廃棄物の処分を行う場合		埋立物　１０キログラムまでごとに　１００円
⑷　クリーンピア射水に搬入された次の処理困難物の処理を行う場合	廃タイヤ（自家用乗用車以下のクラスのものとする。）	１本につき　１，１５０円以内で品目別に規則で定める額
	バッテリー（自家用乗用車以下のクラスのものとする。）	１個につき　３５０円
	廃消火器	１本につき　１，０００円
⑸　犬、猫等の処分を行う場合		１体につき　７００円
摘要　この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。		

別表４金額の欄を次のように改める。

金額
１件につき　１０，０００円
１件につき　７，５００円
１件につき　１０，０００円
１件につき　７，５００円
１件につき　５，０００円
１件につき　５，０００円
１件につき　７，５００円
１件につき　３，０００円

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第６９号

射水市立幼稚園条例の一部改正について

射水市立幼稚園条例の一部を次のように改正する。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

射水市条例第　　号

射水市立幼稚園条例の一部を改正する条例

射水市立幼稚園条例（平成１７年射水市条例第８６号）の一部を次のように改正する。

別表七美幼稚園の項を削る。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第７０号

指定管理者の指定について

射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館の指定管理者について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市大門総合会館及び射水市正力・小林記念館

２　指定管理者となる団体の名称

株式会社　技研サービス

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第７１号

指定管理者の指定について

射水市営駐車場の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

小杉駅前広場駐車場、小杉駅東駐車場、太閤山１０丁目駐車場、太閤山５・６丁目駐車場、大門中町駐車場、越中大門駅前広場駐車場及び大島駐車場

２　指定管理者となる団体の名称

テクノトラスト　株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第７２号

指定管理者の指定について

フラワーパーク沖塚原の指定管理者について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

フラワーパーク沖塚原

２　指定管理者となる団体の名称

株式会社　ファーム沖塚原

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第７３号

指定管理者の指定について

射水市新湊交流会館の指定管理者について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市新湊交流会館

２　指定管理者となる団体の名称

海王観光開発　株式会社

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第７４号

指定管理者の指定について

射水市いきいき長寿館の指定管理者について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

射水市いきいき長寿館

２　指定管理者となる団体の名称

株式会社　技研サービス

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第７５号

指定管理者の指定について

いみず市民交流プラザの指定管理者について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和８年１２月３日　提　　出

射水市長　夏　野　元　志

１　指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

いみず市民交流プラザ

２　指定管理者となる団体の名称

射水市商工会・射水市社会福祉協議会　いみず市民交流プラザ指定管理業務共同体

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで